

別表 5

ユニフォーム等の着用基準について

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカー(別表 6)のソフトテニスに適したユニフォームおよびシューズを着用するものとする。

1. ユニフォーム

襟(4~6cm)付きで、前立てにファスナーかボタン付きの半袖のスポーツシャツと裾が膝より上のパンツ、またはスカートとする。ただし、女子のワンピース及び襟なしノースリーブのスポーツシャツ(Tシャツを除く)はユニフォームとみなす。

2. シューズ

原則白色を基調とし、テニスコートを傷つけないものとする。

3. その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合(注1)を除き本連盟が認める範囲(注2)を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。

(注1)「本連盟が認める場合」とは、主に競技会の協賛会社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。

(注2)「本連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで12cm平方以内のもの、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては片足について2箇所以内とする。

《 ウェアに関する特例 》

- (1) オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。
この場合、事前に大会主催者は選手に周知すること。
- (2) アンダーウェア(インナーウェア)の着用については、襟元を除き、ユニフォームから露出して着用することは認めない。
ただし、長袖アンダーウェアの着用については、大会主催者が認める場合のみ着用可能とする。